

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(簡易無線局に係る無線設備の変更等)</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号及び第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。</p> <p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇十一の二 略〕</p> <p>十二 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備(同条第二号チの技術基準が適用されるものに限る。)を使用する簡易無線局</p> <p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇十一の二 略〕</p> <p>十二 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準</p> <p>(登録局の開設区域)</p> <p>第十八条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三五・一・〇三二・二五MHz以上三五・一・六三二・二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(簡易無線局に係る無線設備の変更等)</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。</p> <p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>〔一〇十一の二 同上〕</p> <p>十二 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備(同号チの技術基準が適用されるものに限る。)を使用する簡易無線局</p> <p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>〔一〇十一の二 同上〕</p> <p>十二 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準</p> <p>(登録局の開設区域)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>一 三五・一・一六八・七五MHz以上三五・一・三八二・二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(選択呼出装置等)  
第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

(選択呼出装置等)  
第九条の二 [同上]

無線局	装置
[略]	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局（施行規則第六条第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局（第五十四条第二号の三に規定するものを除く。）	装置

無線局	装置
[同上]	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局（施行規則第六条第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局	装置

(簡易無線局の無線設備)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

第五十四条 [同上]

[一] 略

[一] 同上

二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（前号に掲げるものを除く。）又は四〇〇MHz帯の周波数（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数をいう。）の電波を使用する簡易無線局（次号及び第二号の三に掲げるものを除く。）

二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数をいう。）の電波を使用する簡易無線局（前号に掲げるものを除く。）

[イ〜リ] 略

[イ〜リ] 同上

二の二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（第一号に掲げるものを除く。）又は四〇〇MHz帯の周波数（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数をいう。）の電波を使用する簡易無線局（第二号の三に掲げるものを除く。）であつて、自動的に又は遠隔操作によつて動作するもの

[新設]

イ 前号イからリまでに掲げる条件に適合すること。

[新設]

ロ 障害検知・停止機能（自局の障害を検知し、自動的に電波の発射を停止する機能をいう。）を有するもの。

[新設]

二の三 四六八・五四六八七五MHzから四六八・八五三二二五MHzまでの電波を使用する簡易無線局であつて自動的に又は遠隔操作によつて中継するもの

[新設]

イ 第二号イ、ハからヘまで及びリに掲げる条件に適合すること。

[新設]

ロ 通信方式は、半複信方式であること。

[新設]

ハ 通信の相手方の呼出名称をそのまま送信すること。

[新設]

ニ 障害検知・停止機能を有するもの。

[新設]

[三〜五] 略

[三〜五] 同上

別表第一号（第5条関係）

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数の許容偏差の表

[表 略]

[表 同左]

[注1〜49] 略

[注1〜49] 同左

<p>50 簡易無線局 (第54条第2号から第2号の3までに規定する技術基準に適合するもの (以下「デジタル簡易無線局」という。)に限る。)の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次の表のとおりとする。        [表 略]        [51～57 略]</p>	<p>50 簡易無線局 (第54条第2号に規定する技術基準に適合するもの (以下「デジタル簡易無線局」という。)に限る。)の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次の表のとおりとする。        [表 同左]        [51～57 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。







時間	下がり	信立ち	及び送	り時間	ち上が	送信立	音	及び雑	総合歪	性	波数特	総合周	電力	搬送波	性	シス	ブレエ	撃係数	変調衝	度	は変調	偏位又	周波数	偏移、	周波数	力密度		
	析器	トル分	スベク	プ又は	スコ	オシロ	音計	歪率雑	波器	直線検	発振器	低周波	電力計	発振器	低周波	析器	トル分	スペク	発振器	低周波	度計	は変調	波器又	直線検	発振器	低周波	器	度測定


時間	下がり	信立ち	及び送	り時間	ち上が	送信立	音	及び雑	総合歪	性	波数特	総合周	電力	搬送波	性	シス	ブレエ	撃係数	変調衝	度	は変調	偏位又	周波数	偏移、	周波数	力密度		
	析器	トル分	スベク	プ又は	スコ	オシロ	音計	歪率雑	波器	直線検	発振器	低周波	電力計	発振器	低周波	析器	トル分	スペク	発振器	低周波	度計	は変調	波器又	直線検	発振器	低周波	器	度測定


受信装置										送信時間	
歪率 計又は 雑	器 レベル	号 発生	標準 信	感度	度 等 の 限	る 電 波	副 次 的 に 発 す る 電 波	電 界 強 度 測 定	度 送 信 速 度	力 の 電 機 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	間 送 信 時 低 周 波 発 振 器 オ シ ロ ス コ ー

							○				○
							○				○
							○				○
							○				○

受信装置										送信時間	
歪率 計又は 雑	器 レベル	号 発生	標準 信	感度	度 等 の 限	る 電 波	副 次 的 に 発 す る 電 波	電 界 強 度 測 定	度 送 信 速 度	力 の 電 機 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	間 送 信 時 低 周 波 発 振 器 オ シ ロ ス コ ー

							○				○
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---



調特性	器	レベル	計又は	歪率	音計	局部発	振器の	周波数	変動	ダイエ	ンフア	シス特	性	総合歪	及び雑	音
	号発生					周波数	計			低周波	発振器	直線検	波器	標準信	号発生	器

[注1～3 略]

[イ・ウ 略]

[一・三 略]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[様式 略]

[注1～3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
[略]	
第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	TV
第2条第1項第4号の6の2に掲げる無線設備	SR
第2条第1項第4号の6の3に掲げる無線設備	TR
第2条第1項第4号の6の4に掲げる無線設備	UR
[略]	

[5 略]

調特性	器	レベル	計又は	歪率	音計	局部発	振器の	周波数	変動	ダイエ	ンフア	シス特	性	総合歪	及び雑	音
	号発生					周波数	計			低周波	発振器	直線検	波器	標準信	号発生	器

[注1～3 同左]

[イ・ウ 同左]

[一・三 同左]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[様式 同左]

[注1～3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種類	記号
[同左]	
第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	TV
[同左]	

[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 一 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 二 この省令の施行の際現に免許、予備免許若しくは登録を受け、又は免許若しくは登録を申請している簡易無線局に係る第二条の規定による改正前の無線設備規則第五十四条第二号に規定する無線設備であつて、自動的に又は遠隔操作によつて動作する簡易無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則第五十四条第二号の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。